

# 特定非営利活動法人 トータスコーディアル 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人トータスコーディアルという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、地域住民が相互の交流を深めるとともに、いきいきと安心して暮らすことができるように、地域福祉の活動及び人権擁護に関する事業を中心に、社会教育、まちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、男女共同参画社会の形成の促進、子どもの健全育成、経済活動の活性化、職業能力の開発又は雇用機会の拡充のための事業など、地域住民の生活の向上と健康・福祉の増進、地域住民のコミュニティの醸成、発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 活動の種類及び当該活動に係る事業の種類

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 保健、医療、福祉の増進に関する情報収集及び提供に関する事業
- (2) 人権擁護並びに社会教育の推進等に関する調査・研究に関する事業
- (3) 人権、環境、地域安全活動、災害救援等の啓発に関する事業
- (4) 福祉及び人権、環境、文化、芸術等に関する講演会・講座等の企画運営に関する事業
- (5) 福祉及び人権等に関する他団体との交流、連携及び協力に関する事業
- (6) 地域住民の生活相談及び支援等に関する事業
- (7) 地域のコミュニケーションを図るための広報誌の刊行等に関する事業

- (8) まちづくりに係る調査・研究、イベント等の開催に関する事業
- (9) 技能向上及び資格取得のための講習の情報提供等、就業支援に関する事業
- (10) 青少年の育成、余暇、レクレーション、スポーツ活動の支援に関する事業
- (11) 地域の体育施設、福祉センター、運動広場、コミュニティ施設等の管理運営に関する事業
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業及び一般相談支援事業
- (13) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (14) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住支援事業
- (15) 成年後見制度の利用促進、法人後見の受任及び権利擁護に関する事業
- (16) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (17) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (18) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (19) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- (20) 在住外国人等に対する日本語教育及び学習支援並びに日常生活上の相談及び支援に関する事業
- (21) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) サポート会員 この法人の目的に賛同して、この法人の活動及び事業を援助・協力する個人及び団体

#### (入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める会員の種別を記載した入会申込書により、申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 正会員及びサポート会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人～5 人

(2) 監事 1 人～2 人

2 理事のうち、1 人を理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

#### (種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

#### (構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

#### （開催）

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

#### （招集）

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

#### （議長）

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### （定足数）

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

#### （議決）

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### （表決権等）

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

#### (構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

#### (議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

#### (資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

#### (資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### （会計の区分）

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

#### （事業計画及び予算）

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### （暫定予算）

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### （予備費の設定及び使用）

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### （予算の追加及び更正）

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### （事業報告及び決算）

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### （事業年度）

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

#### （臨機の措置）

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

#### （定款の変更）

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

#### （解散）

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

#### (合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

#### (公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

#### (細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 澤井昌則

理事 澁谷信之

同 松林明美

監事 中井豊

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日からその事業年度末までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

・年会費 12,000 円（月額 1,000 円）

(2) サポート会員

・年会費 6,000 円（月額 500 円）

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

# 令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人トータスコーディアル

地域拠点の整備を進め、必要な指定、認証及び届出等を完了した事業から順次実施する。

| 事業名                                                         | 事業内容                                                                                                                       | 実施時期・場所                      | 従事者の予定人数 | 対象・予定数           |
|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|----------|------------------|
| 地域住民の生活相談及び支援等に関する事業（第5条第6号）                                | 市営住宅を拠点に生活相談、相談カフェ、地域交流、見守り、情報提供を行う。                                                                                       | 4～11月準備、12～3月実施／京都市内の市営住宅拠点等 | 3名       | 地域住民等 約120人／年    |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業及び一般相談支援事業（第5条第12号） | サービス等利用計画、基本相談、地域移行・地域定着支援を行う。                                                                                             | 指定等の手続完了後／法人事務所・利用者居宅等       | 2名       | 障害者等 約10～15人／月   |
| 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業（第5条第13号）                                 | 障害児支援利用計画、モニタリング、家族相談を行う。                                                                                                  | 指定等の手続完了後／法人事務所・利用者居宅等       | 1名       | 障害児・家族 約10人／年    |
| 保健、医療、福祉の増進に関する情報収集及び提供に関する事業（第5条第1号）                       | 児童自立生活援助を含む将来の福祉事業について、制度、人員、物件等の情報収集及び関係機関との協議を行う。なお、当該年度に児童自立生活援助事業そのものは実施しない。                                           | 通年・調査研究／京都市内                 | 1名       | —                |
| 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住支援事業（第5条第14号）             | 住まい相談、入居・転居支援、見守り、生活相談、関係機関へのつなぎを行う。                                                                                       | 4～11月体制整備、12～3月本格実施／京都市内     | 2名       | 住宅確保要配慮者等 約30人／年 |
| 成年後見制度の利用促進、法人後見の受任及び権利擁護に関する事業（第5条第15号）                    | 成年後見制度の相談、申立支援、利用促進及び法人後見の受任体制整備を行う。                                                                                       | 通年／京都市内                      | 1名       | 高齢者・障害者等 約20人／年  |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業（第5条第16号）         | 就労継続支援B型の開設に向け、地域需要、指定、人員、物件及び資金計画を調査する。                                                                                   | 通年・準備のみ／京都府内候補地              | 1名       | 将来定員20人を想定       |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業（第5条第17号）           | 当該年度は実施の予定なし。                                                                                                              | —                            | —        | —                |
| 介護保険法に基づく居宅サービス事業（第5条第18号）                                  | 当該年度は実施の予定なし。                                                                                                              | —                            | —        | —                |
| 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業（第5条第19号）                           | 当該年度は実施の予定なし。                                                                                                              | —                            | —        | —                |
| 在住外国人等に対する日本語教育及び学習支援並びに日常生活上の相談及び支援に関する事業（第5条第20号）         | 将来の実施に向け、在住外国人等の日本語学習ニーズ及び日常生活上の困りごと、支援方法、講師・支援者、会場、相談・情報提供体制並びに関係機関との連携等を調査・検討する。なお、当該年度に日本語教室や日常生活上の相談・支援等の事業そのものは実施しない。 | 通年・準備／京都市内                   | 1名       | —                |

# 令和 9 年度 事業計画書

## 特定非営利活動法人トータスコーディアル

令和 8 年度に整備・開始した事業を安定的に継続し、就労継続支援 B 型は令和 10 年度以降の開設に向けた準備を進める。

| 事業名                                                             | 事業内容                                                                                                                       | 実施時期・場所         | 従事者の予定人数 | 対象・予定数             |
|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------|--------------------|
| 地域住民の生活相談及び支援等に関する事業（第 5 条第 6 号）                                | 生活相談、相談カフェ、地域交流、見守り及び情報提供を継続する。                                                                                            | 通年／京都市内の市営住宅拠点等 | 3 名      | 地域住民等 約 150 人／年    |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業及び一般相談支援事業（第 5 条第 12 号） | サービス等利用計画、基本相談、地域移行・地域定着支援を継続する。                                                                                           | 通年／法人事務所・利用者居宅等 | 2 名      | 障害者等 約 15 人／月      |
| 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業（第 5 条第 13 号）                                 | 障害児支援利用計画、モニタリング及び家族相談を継続する。                                                                                               | 通年／法人事務所・利用者居宅等 | 1 名      | 障害児・家族 約 15 人／年    |
| 保健、医療、福祉の増進に関する情報収集及び提供に関する事業（第 5 条第 1 号）                       | 児童自立生活援助を含む将来の福祉事業について、関係機関との協議、制度、人員及び物件等の検討を継続する。なお、当該年度に児童自立生活援助事業そのものは実施しない。                                           | 通年・調査研究／京都市内    | 1 名      | —                  |
| 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住支援事業（第 5 条第 14 号）             | 住まい探しから入居後の見守り・生活支援までを一体的に行う。                                                                                              | 通年／京都市内         | 2 名      | 住宅確保要配慮者等 約 40 人／年 |
| 成年後見制度の利用促進、法人後見の受任及び権利擁護に関する事業（第 5 条第 15 号）                    | 成年後見制度の相談、利用支援、法人後見の受任体制整備及び権利擁護支援を行う。                                                                                     | 通年／京都市内         | 1 名      | 高齢者・障害者等 約 25 人／年  |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業（第 5 条第 16 号）         | 就労継続支援 B 型の令和 10 年度以降の開設に向け、事前相談、需要確認及び計画を具体化する。                                                                           | 通年・準備のみ／京都府内候補地 | 1 名      | 将来定員 20 人を想定       |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業（第 5 条第 17 号）           | 当該年度は実施の予定なし。                                                                                                              | —               | —        | —                  |
| 介護保険法に基づく居宅サービス事業（第 5 条第 18 号）                                  | 当該年度は実施の予定なし。                                                                                                              | —               | —        | —                  |
| 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業（第 5 条第 19 号）                           | 当該年度は実施の予定なし。                                                                                                              | —               | —        | —                  |
| 在住外国人等に対する日本語教育及び学習支援並びに日常生活上の相談及び支援に関する事業（第 5 条第 20 号）         | 将来の実施に向け、在住外国人等の日本語学習ニーズ及び日常生活上の困りごと、支援方法、講師・支援者、会場、相談・情報提供体制並びに関係機関との連携等を調査・検討する。なお、当該年度に日本語教室や日常生活上の相談・支援等の事業そのものは実施しない。 | 通年・準備／京都市内      | 1 名      | —                  |

令和8年度 活動予算書  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人トータスコーディアル  
(単位: 円)

| 科目                  | 金額        |           |           |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| I 経常収益              |           |           |           |
| 1. 受取会費             |           |           |           |
| 正会員受取会費             | 20,000    |           |           |
| サポート会員受取会費          | 10,000    | 30,000    |           |
| 2. 受取寄附金            |           |           |           |
| 個人からの受取寄附金          | 100,000   |           |           |
| 団体からの受取寄附金          | 50,000    | 150,000   |           |
| 3. 受取助成金等           |           |           |           |
| 受取補助金 (国交省モデル事業)    | 3,001,000 |           |           |
| 受取助成金 (地域福祉関係)      | 400,000   |           |           |
| 受取助成金 (居住支援関係)      | 400,000   | 3,801,000 |           |
| 4. 事業収益             |           |           |           |
| 相談支援事業収益            | 600,000   |           |           |
| 居住支援事業収益            | 700,000   |           |           |
| 生活支援事業収益            | 300,000   | 1,600,000 |           |
| 5. その他収益            |           |           |           |
| 雑収益                 | 20,000    | 20,000    |           |
| 経常収益計               |           |           | 5,601,000 |
| II 経常費用             |           |           |           |
| 1. 事業費              |           |           |           |
| (1) 人件費             |           |           |           |
| 給料手当                | 180,000   |           |           |
| 法定福利費               | 20,000    |           |           |
| 人件費計                |           | 200,000   |           |
| (2) その他経費           |           |           |           |
| 改修工事費 (国交省モデル事業)    | 4,400,000 |           |           |
| 技術検証費 (国交省モデル事業)    | 60,000    |           |           |
| 情報提供・普及費 (国交省モデル事業) | 42,000    |           |           |
| 車両費                 | 120,000   |           |           |
| 消耗品費                | 100,000   |           |           |
| 会場費・印刷製本費           | 80,000    |           |           |
| その他経費計              |           | 4,802,000 |           |
| 事業費計                |           | 5,002,000 |           |
| 2. 管理費              |           |           |           |
| (1) 人件費             |           |           |           |
| 給料手当                | 90,000    |           |           |
| 法定福利費               | 10,000    |           |           |
| 人件費計                |           | 100,000   |           |
| (2) その他経費           |           |           |           |
| 通信運搬費               | 50,000    |           |           |
| 支払手数料 (会計・振込等)      | 70,000    |           |           |
| 事務用品費               | 40,000    |           |           |
| 保険料                 | 40,000    |           |           |
| その他経費計              |           | 200,000   |           |
| 管理費計                |           | 300,000   |           |
| 経常費用計               |           |           | 5,302,000 |
| 当期経常増減額             |           |           | 299,000   |
| III 経常外収益           |           |           |           |
| 1. 固定資産売却益          |           |           |           |
| 経常外収益計              |           | 0         | 0         |
| IV 経常外費用            |           |           |           |
| 1. 過年度損益修正損         |           |           |           |
| 経常外費用計              |           | 0         | 0         |
| 当期正味財産増減額           |           |           | 299,000   |
| 前期繰越正味財産額           |           |           | △54,568   |
| 次期繰越正味財産額           |           |           | 244,432   |

※受取補助金 (国土交通省住まい環境整備モデル事業) は補助金申請に基づく年度別の概算額であり、交付決定額に応じて、総  
※前期繰越正味財産額 (令和7年度決算の次期繰越正味財産額)

令和9年度 活動予算書  
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人トータスコーディアル  
(単位: 円)

| 科目                  | 金額        |           |           |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| I 経常収益              |           |           |           |
| 1 受取会費              |           |           |           |
| 正会員受取会費             | 30,000    |           |           |
| サポート会員受取会費          | 10,000    | 40,000    |           |
| 2 受取寄附金             |           |           |           |
| 個人からの受取寄附金          | 120,000   |           |           |
| 団体からの受取寄附金          | 80,000    | 200,000   |           |
| 3 受取助成金等            |           |           |           |
| 受取補助金 (国交省モデル事業)    | 170,000   |           |           |
| 受取助成金 (地域福祉関係)      | 300,000   |           |           |
| 受取助成金 (居住支援関係)      | 300,000   | 770,000   |           |
| 4 事業収益              |           |           |           |
| 相談支援事業収益            | 1,500,000 |           |           |
| 居住支援事業収益            | 1,200,000 |           |           |
| 成年後見関連事業収益          | 300,000   |           |           |
| 生活支援事業収益            | 300,000   | 3,300,000 |           |
| 5 その他収益             |           |           |           |
| 雑収益                 | 60,000    | 60,000    |           |
| 経常収益計               |           |           | 4,370,000 |
| II 経常費用             |           |           |           |
| 1 事業費               |           |           |           |
| (1) 人件費             |           |           |           |
| 給料手当                | 800,000   |           |           |
| 法定福利費               | 100,000   |           |           |
| 人件費計                |           | 900,000   |           |
| (2) その他経費           |           |           |           |
| 技術検証費 (国交省モデル事業)    | 150,000   |           |           |
| 情報提供・普及費 (国交省モデル事業) | 107,000   |           |           |
| 地域拠点費 (賃借料・水道光熱費)   | 500,000   |           |           |
| 車両費                 | 200,000   |           |           |
| 消耗品費                | 150,000   |           |           |
| 研修費                 | 150,000   |           |           |
| その他経費計              |           | 1,257,000 |           |
| 事業費計                |           | 2,157,000 |           |
| 2 管理費               |           |           |           |
| (1) 人件費             |           |           |           |
| 給料手当                | 90,000    |           |           |
| 法定福利費               | 10,000    |           |           |
| 人件費計                |           | 100,000   |           |
| (2) その他経費           |           |           |           |
| 通信運搬費               | 60,000    |           |           |
| 支払手数料 (会計・振込等)      | 90,000    |           |           |
| 事務用品費               | 50,000    |           |           |
| 保険料                 | 60,000    |           |           |
| 諸会費                 | 40,000    |           |           |
| その他経費計              |           | 300,000   |           |
| 管理費計                |           | 400,000   |           |
| 経常費用計               |           |           | 2,557,000 |
| 当期経常増減額             |           |           | 1,813,000 |
| III 経常外収益           |           |           |           |
| 1 固定資産売却益           |           |           |           |
| 経常外収益計              |           | 0         | 0         |
| IV 経常外費用            |           |           |           |
| 1 過年度損益修正損          |           |           |           |
| 経常外費用計              |           | 0         | 0         |
| 当期正味財産増減額           |           |           | 1,813,000 |
| 前期繰越正味財産額           |           |           | 244,432   |
| 次期繰越正味財産額           |           |           | 2,057,432 |

※受取補助金 (国土交通省住まい環境整備モデル事業) は補助金申請に基づく年度別の概算額であり、交付決定額に応じて、総  
※前期繰越正味財産額 (令和8年度の次期繰越正味財産額)